

2019年4月吉日

受講義務対象者 様

高圧ガス保安協会

岩手県液化石油ガス教育事務所 公印略

「液化石油ガス設備士再講習」実施について(御案内)

◎ 本講習は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9」、「液化石油ガス施行規則第109条」(免状所有者の受講義務)に基づく再講習です。

受付期間: 2019年5月20日(月)～5月24日(金)

記

1 主 催 高圧ガス保安協会岩手県液化石油ガス教育事務所

2 講習日時・場所

(1) 日 時 : 2019年5月29日(水) 9:00～17:20(予定)

(2) 場 所 : 「岩手県ガス会館」 岩手県盛岡市本町通一丁目17番13号

3 受講義務対象者

「液化石油ガス設備士免状」の交付を受けている方は、法令で定めるところにより一定期間内に標記の講習を受講する義務があります。(※この受講義務は、実際にLPガスの配管工事業務等に従事しているかどうかに関係なく発生します。)

2019年度は、下記の方が受講義務対象者となります。

- ・ **2016年度**(2016年4月1日～2017年3月31日)に免状交付を新規に受けた方
- ・ **2014年度**(2014年4月1日～2015年3月31日)に再講習を受講し、それ以降講習を受けていない方

4 受講料及び講習テキスト

(1) 受講料(修了調査料含む) 4,700円(非課税)

(2) 講習テキスト

ア「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集」

(第34次改訂版 **2019年1月**発行) 3,600円(税込)

イ「LPガス設備設置基準及び取扱要領」KHKS0738 (**2019**)

(**2019年4月**発行) 3,810円(税込)

※「液化石油ガス設備士再講習申込書」(別紙)により申込み願います。

5 講習時程（基準） ※12:00～13:00は昼食（休憩）時間

時 間	科 目	講 師
9:00～11:00	法 令	協会委嘱講師
11:00～17:00	設 備 工 事	協会委嘱講師
17:00～（約20分）	修 了 調 査	協会職員（講習担当者）
摘 要	※ 受付は、8:55までに完了してください。その際、「受講票」と「設備士免状」を提出願います。 ※ 座席指定（受講番号と同じ）とし「座席札」を準備します。	

6 申込みについて

(1) 申込み先

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通一丁目17番13号

高压ガス保安協会岩手県液化石油ガス教育事務所

TEL: 019-623-6471 FAX: 019-654-2388

(2) 申込み方法

ア 直接協会で申込む場合

「液化石油ガス設備士再講習申込書」（別紙）に所定事項を漏れなく記入のうえ、受講料及びテキスト代金を添えて申込み願います。（その場で受付し、受講票をお渡しいたします。）

イ FAXで申込む場合

「液化石油ガス設備士再講習申込書」（別紙）に所定事項を漏れなく記入のうえ、受講料及びテキスト代金の払込みをした受領書のコピーを添付し、FAXで申込み願います。

※ 払込みの証明（添付）がなければ、「正式受付」できませんので御注意願います。

ウ 現金書留で申込む場合

「液化石油ガス設備士再講習申込書」（別紙）に所定事項を漏れなく記入のうえ、受講料及びテキスト代金を同封して申込み願います。

エ 電話、受付期間外、講習当日の申込みは受付できません。

オ 本講習に係る「領収証」については、「払込票（受領証）」をもって代えさせていただきますので、正本は大切に保管願います。（別途「領収証」を必要とする場合には、その旨申付けください。）

(3) 正式受付

ア 「液化石油ガス設備士再講習申込書」の記載内容及び受講料等の入金を確認した時点で、「正式受付者」となります。

イ 「正式受付者」には、採番後の「受講票」を順次送付いたします。

ウ 「正式受付」後において受講をキャンセルされた場合には、理由の如何を問わず受講料の払戻しはいたしませんので、あらかじめ御了承願います。その際、注文されたテキスト等については、着払いの方法にて送付いたします。

7 送金方法（取引金融機関）

- (1) 「直接（現金）支払い」又は「現金書留」の場合は、6（1）の申込み先までお願いいたします。
- (2) 取引金融機関を御利用される場合の送金先は、次のとおりです。

岩手銀行本店の場合

- ・普通口座 NO：227852
- ・名称 高圧ガス保安協会岩手県液化石油ガス教育事務所

郵便振替の場合

- ・盛岡 02300-9-406
- ・名称 一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会

※ 銀行及び郵便局の振替用紙は同封しておりませんので、各窓口にて備付けの振替用紙を御利用願います。また、振替手数料・郵送料は申込者の負担となります。

8 「受講票」について

「受講票」が送付されましたら、必要事項を漏れなく記入のうえ、所定の写真を貼付して受講当日必ず持参してください。

「受講票忘れ」や「写真貼付のない受講票（本人と確認できない場合）」は、受講ができなくなりますので、御注意願います。

9 講習修了の証明

- (1) 講習終了の決定は、「修了調査票」の提出の有無により、判定基準に基づき事務所長が行います。遅刻者及び中途退席者は、講習修了者として認められない場合があります。
- (2) **講習当日には、液化石油ガス設備士免状に講習修了印を押印しますので、必ず持参願います。（当該免状の記載内容に変更がある場合は、書換えの手続きを行ってください）。**

※ KHKのHPから「免状交付申請」⇒申請の案内で液化石油ガス設備士の書換え（氏名、住所変更）様式がダウンロードできます。また、当教育事務所にも同様の様式がございますので、必要な方は受付にて申付けください。

10 受講者情報の取扱いについて

岩手県液化石油ガス教育事務所（教育事務所）は、講習の申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

- ◎ 教育事務所は、講習申込みの際に氏名・生年月日・住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、この講習の受付け・採点・合否通知・実技講習のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。
- ◎ 教育事務所は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。
 - ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
 - ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。
- ◎ 教育事務所は、個人情報についてKHK（高圧ガス保安協会）の監督の下に適切に管理を行っております。

11 その他

- (1) 注文されたテキスト等は、当日座席に準備いたしますが、事前送付を希望される方はその旨お知らせ願います。(ただし、送料は受講者負担とさせていただきます。)
- (2) 筆記具(鉛筆・消しゴムを持参してください。)
- (3) 受講中は、他の受講者の迷惑となりますので、携帯電話の電源をお切りいただくようご協力願います。また、会場内は禁煙ですので、喫煙は所定の場所にてお願いいたします。

《 講習会場案内図(略図) 》

【 岩 手 県 ガ ス 会 館 】

盛岡市本町通一丁目17-13



